

平成28年度版

保育所・認定こども園（保育部分）等

利用のしおり

《保育認定用》

[もくじ]

- 1 子ども・子育て支援新制度について
 - (1) 新制度のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・P1
 - (2) 支給認定の区分・・・・・・・・・・・・・・・・P1
 - (3) 新制度における施設利用申請の流れ・・・・・・・・P2

- 2 保育の必要性の認定について
 - (1) 保育の必要性の事由・・・・・・・・・・・・・・・・P3
 - (2) 保育の必要量・・・・・・・・・・・・・・・・P3
 - (3) 支給認定の有効期間・・・・・・・・・・・・・・・・P4
 - (4) 優先利用事由・・・・・・・・・・・・・・・・P5

- 3 提出書類について
 - (1) 保育の必要性を証明する書類・・・・・・・・P6
 - (2) 利用者負担（保育料）算定のために必要となる書類・・・・P7
 - (3) 利用後の届出について・・・・・・・・・・・・P8

- 4 利用者負担（保育料）について
 - (1) 基本的事項・・・・・・・・・・・・・・・・P9
 - (2) 多子軽減について・・・・・・・・・・・・P9
 - (3) 保育料助成制度（すこやか子育て支援事業）について・・・・P9
 - (4) 横手市の保育料基準額について・・・・・・・・P10

- 5 マイナンバー制度について
 - (1) 番号法の施行について・・・・・・・・・・・・P11
 - (2) マイナンバーの記載が必要な手続きについて・・・・P11
 - (3) マイナンバー記載に係る本人確認等について・・・・P11

平成27年12月

横手市役所健康福祉部

子育て支援課幼保係（TEL0182-35-2133）

1 子ども・子育て支援新制度について

平成27年4月から子ども・子育て支援新制度（以下、「新制度」）が始まりました。

新制度では、平成24年8月に制定された「子ども・子育て支援法」と関連する法律に基づいて、乳幼児期の教育や保育、地域の子育て支援の拡充と質の向上を進めていきます。

(1) 新制度のポイント

新制度における主なポイントは次のとおりです。

【施設型給付の創設】

幼稚園、保育所、認定こども園を通じた共通の給付として「施設型給付」が創設されます。この給付を受ける（施設を利用する）ためには市から支給認定（(2)参照）を受けていただく必要があります。

【利用者負担（以下、「保育料」）の設定】

これまで、幼稚園や認定こども園の保育料は各施設で定めた金額でしたが、新制度では、これらの施設を含め、保護者の所得や認定区分等に応じて、国が定める基準を上限として、市が定めた金額になります。

【実施主体は市】

市が地域のニーズに基づいて乳幼児期の教育・保育・子育て支援の提供について計画を策定し、給付や事業を実施します。

(2) 支給認定の区分

支給認定は、子どもの年齢や保育の必要性に応じて3つの区分に分けられており、支給認定区分によって利用できる施設等が決まります。

認定区分	対象となる子ども	利用施設等
1号認定 【教育標準時間認定】	満3歳以上 で、教育を希望する子ども	幼稚園 認定こども園（教育部分）
2号認定 【保育認定】	満3歳以上 で、保護者の就労又は疾病等により家庭で保育を受けることができないため、保育を希望する子ども	保育所 認定こども園（保育部分） 地域型保育事業
3号認定 【保育認定】	満3歳未満 で、保護者の就労又は疾病等により家庭で保育を受けることができないため、保育を希望する子ども	

※3号認定については、子どもが満3歳に到達した時点で、2号認定に切り替わります。

※2号認定に該当する場合でも、教育を希望すれば、1号認定になります。

(3) 新制度における施設利用申請の基本的な流れ

《幼稚園、認定こども園（教育部分）の利用を希望する場合》

希望する幼稚園等に直接利用申込をします。

*必要に応じて、市があっせん等の利用支援を行います。



幼稚園等から入園の内定を受けます。



幼稚園等を通じて市に支給認定申請をします。

*基本的に、利用予定の施設を経由しての手続きとなります。



市から支給認定証（1号認定）が交付されます。



幼稚園等と契約し、教育の提供を受けます。

*保育料は、利用する施設に支払います。

《保育所、認定こども園（保育部分）、地域型保育事業の利用を希望する場合》

市に支給認定（保育の必要性の認定）の申請をします。

*保育所等の利用希望の申込みも同時に手続き可能です。



市から支給認定証（2号、3号認定）が交付されます。



保育所等の利用希望の申込みをします。



申請者の希望や施設の状況等により、市が利用調整します。



利用先の決定後、契約し、保育の利用を開始します。

*私立保育所または市内公立保育所を利用する場合 ⇒ 契約及び保育料の支払いも市へ

*市外公立保育所を利用する場合 ⇒ 契約及び保育料の支払いも利用施設へ

*認定こども園（保育部分）を利用する場合 ⇒ 契約及び保育料の支払いも利用施設へ

*地域型保育事業を利用する場合 ⇒ 契約及び保育料の支払いも利用事業所へ

2 保育の必要性の認定について

(1) 保育の必要性の事由

保育所または認定こども園（保育部分）等の利用を希望される場合には、保護者のいずれもが、保育の必要性の事由のいずれかに該当することが必要になります。

No.	事由	基準等
①	就労	一月あたり 48 時間以上の労働を常態としていること。
②	妊娠・出産	妊娠中であるか出産後間がないこと。
③	疾病・障がい	疾病にかかっていること。 精神若しくは身体に障がいを有していること。
④	親族の介護・看護	親族（長期入院等を含む）を常時看護または介護していること。
⑤	災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
⑥	求職活動（起業準備を含む）	求職活動等を継続的に行っていること。
⑦	就学（職業訓練を含む）	学校等に在学していること。 ハローワーク等が実施する職業訓練を受けていること。
⑧	児童虐待や DV のおそれ	公的機関へ相談等を行っていること。
⑨	育児休業	育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもであること。
⑩	その他	市長が認める場合であること。

(2) 保育の必要量

保育の必要性の認定事由に応じて、保育必要量を「保育標準時間」と「保育短時間」とに区分します。区分により、保育の利用時間や保育料が異なります。

保育必要量	保育の利用時間		対象事由 ※(1)のNo.と一致
	一日あたり	一月平均	
保育標準時間	11 時間まで	275 時間	①月 120 時間以上の就労 ②妊娠・出産 ⑤災害復旧 ⑧児童虐待や DV のおそれ
保育短時間	8 時間まで	200 時間	①月 48 時間以上 120 時間未満の就労 ⑥求職活動（起業準備を含む） ⑨育児休業

※③疾病・障がい、④親族の介護・看護、⑦就学（職業訓練を含む）については、家庭の状況に応じて「保育標準時間」または「保育短時間」のいずれかに区分します。

(3) 支給認定の有効期間と利用期間

支給認定の有効期間と施設の利用期間については、保育の必要性の事由等によって次のとおりとなります。

No.	事由	認定期間	利用期間	主な留意点
①	就労	就学前or満3歳の前々日	就学前 有期雇用の場合は契約満了日が属する月の月末	○ 雇用期間の定めの有無にかかわらず、支給認定期間は左記によること。
②	出産	出産予定日の前8週と後8週の翌日が属する月の月末と就学前or満3歳の前々日の早い方	出産予定日の前8週と後8週の翌日が属する月の月末と就学前の早い方	○ 支給認定期間は、出産予定日の後8週の「翌日」が属する月の月末であること。 ○ 妊娠・出産に伴う体調不良（入院）によっては、出産予定日の8週間にかかわらず利用可能であること。※事由を証する書類が必要 ○ 引き続き育休を取得する場合は、出産を事由とした期間終期の翌日から認定変更を行うこと。
③	疾病・障がい	就学前or満3歳の前々日	年度末と就学前の早い方	○ 疾病の回復、介護対象者の死亡（又は施設入所）等、当該事由による保育の必要性が消滅した場合は、届け出により認定区分の変更を行うこと。
④	介護	就学前or満3歳の前々日	年度末と就学前の早い方 年度内に介護保険の認定期間が終了する場合は終了日が属する月の月末	
⑤	災害復旧	就学前or満3歳の前々日	年度末と就学前の早い方	
⑥	求職活動	入所から90日目（上限）が属する月の月末と就学前or満3歳の前々日の早い方	入所から90日目（上限）が属する月の月末と就学前の早い方	○ 例規上は90日としているが、実際の運用については便宜上3か月とすること。 ○ 求職事由による月途中入所の場合は、入所日（＝支給認定日）から3か月後の日が属する月の前月末とすること。
⑦	就学	卒業日又は修了日が属する月の月末と就学前or満3歳の前々日の早い方	卒業日又は終了日が属する月の月末と就学前の早い方	○ 月途中に卒業日等を迎える場合でも、その月中は就学として認定すること。
⑧	虐待、DVのおそれ	就学前or満3歳の前々日	年度末と就学前の早い方	
⑨	育児休業	2号 育休終了日と就学前の早い方	育休終了日と就学前の早い方	○ 慣らし保育（2週間前）については、事由を就労として認定しても差し支えないこと。ただし、復職前までは保育必要量を保育短時間とすること。
		3号 育休対象児の満1歳の月末と育休終了日と入所児童の満3歳の前々日の早い方	育休対象児の満1歳の月末と育休終了日の早い方	
⑩	その他	必要とする期間	必要とする期間	

■支給認定期間については、原則上記のとおりとする。ただし、月途中で認定事由等が変更になった場合は、窓口にて説明し保護者の意向等に配慮した上で、下記のとおり変更を行うことができるものとする。

■月途中での異動について、事由発生日以前の届出についてはその事由発生日から、事由発生日を過ぎてからの届出については届出日の翌日から保育必要量等の異動を行うものとする。ただし、保育料は異動日の翌月分から変更するものとする（異動日が月初日の場合は当該月分から変更）

求職活動を事由とする時、有効期間内に就労先が決まらない場合、かつ、利用施設の受入状況を上回っている場合は、期間終了後の施設利用はできません。

大切なお知らせ

支給認定証は、お子さんが保育所、幼稚園、認定こども園等を利用するための大切な書類であり、その内容を確認するため、**利用する施設から提示を求められることがありますので、大切に保管してください。**

また、仕事をやめたり、就職するなど認定区分や保育を必要とする事由等に変更がある場合は、手続きが必要です。**書類が整ってから認定区分が変更されますので、お早めに手続きするようお願いします。**

(4) 優先利用

保育の利用に当たっては事由・保育の必要量のほか、下記内容も含めた優先順位により指数化し、施設の受入能力を上回った場合に利用調整を行います。

No.	優先事由	加点 減点の別	基準等
①	ひとり親	加点	関係法令に従い加点対象とする。
②	生活保護世帯	加点	生活保護担当課と連携を図り、就労による自立が見込まれる場合に加点対象とする。
③	虐待やDVのおそれがある場合	加点	関係法令に従い加点対象とする。
④	児童が障がい有する場合	加点	特別児童扶養手当対象かどうか、各障害手帳の有無等を基準として加点対象とする。
⑤	育児休業明け	加点	就労支援の配慮も必要なことから加点対象とする。
⑥	兄弟姉妹が同一の保育所等の利用を希望する場合	加点	子育て支援につながることから加点対象とする。
⑦	小規模保育事業などの卒園児	加点	小規模保育事業などの地域型保育事業は、原則0～満3歳になるまでの利用となり、卒園後の対応に配慮が必要なことから加点対象とする。(現在、横手市では地域型保育事業を行う予定はありません)
⑧	同居の親族が保育可能	減点	同居の親族(70歳未満)が世帯にいる場合は減点対象とする。
⑨	保育の利用等がない兄弟姉妹がいる場合	減点	兄弟姉妹に保育の利用等がない未就学児童がいる場合(介護対象児、幼稚園等を利用している場合は除く)は、減点対象とする。
⑩	その他	加点	地域型保育事業と類する保育所や分園の卒園後の対応について配慮が必要なことから加点対象とする。

3 提出書類について

(1) 保育の必要性を証明する書類

保育の利用を希望する場合、保育の必要性を認定する（2号・3号認定を行う）ため、保育の必要性の事由ごとに、保護者について次の表に掲げる書類が必要になります。

事由	提出書類
①就労	・ 就労（予定）内容証明書
②妊娠、出産	・ 申立書 ・ 母子手帳（表紙と出産予定日が記載されたページ）の写し
③疾病、障がい	・ 申立書 ・ 診断書（病名、保育できない旨や治癒見込期間等が記載されたもの） ・ 介護保険証、ケアプラン、身障手帳等の写し
④親族の介護等	・ 申立書 ・ 診断書（病名、治癒期間、介護の必要性等が記載されたもの） ・ 介護保険証、ケアプラン、身障手帳等の写し
⑤災害復旧	・ 申立書 ・ 罹災証明書等
⑥求職中	・ 申立書 ・ ハローワークカード等
⑦就学等	・ 申立書 ・ 在学を証明できる書類及びカリキュラム等 ・ 職業訓練を受講していることが分かる書類等
⑧虐待やDVのおそれ	・ 申立書 ・ 公的機関が発行する書類等
⑨育児休業	・ 就労（予定）証明書（休暇期間が記載されたもの）
⑩その他	・ 申立書 ・ 状況を証するもの

※利用開始日までに必要な書類が提出されない場合は、保育の利用ができません。

※ここに記載した書類のほか、追加で書類の提出をお願いする場合があります。

(2) 利用者負担額（保育料）算定のために必要となる書類

次の区分に該当する場合にのみ、指定した書類を提出してください。

No.	区分	提出が必要な書類
①	保護者が 平成27年1月1日時点 で横手市に住民登録を有しない場合 (平成27年1月1日以降に横手市に転入等)	<ul style="list-style-type: none"> i 「平成27年度所得（課税）証明書」 ii 「平成27年度市・県民税特別徴収額通知書 (納税義務者用)」 iii 「平成27年度市・県民税納税通知書 (表紙及び課税明細書欄)」 上記いずれかの写し ※名称は各自治体で異なる場合があります。 ※住民税額が記載されたものがが必要です。 <u>※一方を配偶者控除対象としている場合でも、その対象者分の書類は必要です。</u>
②	保護者が 平成28年1月1日時点 で横手市に住民登録を有しない場合 (平成28年1月1日以降に横手市に転入等)	<ul style="list-style-type: none"> i 「平成28年度所得（課税）証明書」 ii 「平成28年度市・県民税特別徴収額通知書 (納税義務者用)」 iii 「平成28年度市・県民税納税通知書 (表紙及び課税明細書欄)」 上記いずれかの写し ※上記書類については、平成28年6月頃に前住所地で取得等が可能になります。 ※名称は各自治体で異なる場合があります。 ※住民税額が記載されたものがが必要です。 <u>※一方を配偶者控除対象としている場合でも、その対象者分の書類は必要です。</u>
③	同居の親族に障がい者を有する者がいる場合	対象者の身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、障害年金証書、特別児童扶養手当証書のいずれかの写し

※児童手当、福祉医療の申請のため、すでに市へ提出されている場合は、その旨を受付担当者等へ申し出てください。

(3) 利用後の届出について

次のような場合は、市に届け出が必要です。

◆保育の必要性の事由又は保育必要量に変更があったとき

- ・保育の必要性の事由に変更（就労⇒求職、産休⇒育休、育休⇒復職など）があった場合は、必ず事前に市へ届出をしてください。届出が遅れると、希望する日から保育必要量の変更ができない場合があります。
- ・変更後の支給認定証は、利用する施設から提示を求められる場合がありますので、大切に保管してください。

◆保育所等の利用をやめるとき

- ・勤務先を退職、疾病の治癒等で保育の必要性が無くなったことにより保育所等の利用をやめる場合は、必ず事前に市へ退所届を提出してください。退所届の提出が遅れると、保育料をお支払いいただく場合があります。

◆保育所等を長期に休むとき

- ・病気や入院等で保育所等を長期に休む場合、休所の取扱いはしておりません（保育料が発生する）のでご注意ください。

◆勤務先を変更したとき

- ・新しく勤務する会社の就労（予定）証明書を提出してください。

◆世帯状況に変更があったとき

- ・離婚等による世帯員の変更や申込み内容に変更があった場合は、必ず市にご連絡ください。保育料等が変更になる場合があります。

◆市町村民税課税額に変更があったとき

- ・市に申告書類（写）等を提出してください。変更があった翌月分の保育料から変更になる場合があります。

◆認定区分を変更（2号→1号 など）するとき

- ・必ず市にご連絡ください。

保育の必要性の事由の有無を確認するため、年1回、現況届を提出する必要があります。

※対象となる方については、利用施設を通して市から通知があります。

4 利用者負担（保育料）について

(1) 基本的事項

1 (1) にも記載しておりますように、新制度では幼稚園・保育所・認定こども園等を利用する場合は、市で定めた保育料を支払っていただくことになります。

認定区分ごとの基本的事項は次のとおりです。

◆1号認定（幼稚園、認定こども園（教育部分））

- ・市が定める利用者負担額（保育料）を基準とする。
- ・利用者負担額は保護者の市町村民税課税額を基に決定する。
- ・保育料の切り替え時期は9月とする。（8月以前は前年度分、9月以降は当該年度分の市町村民税課税額で算定）
- ・支払い先は、利用施設とする。
- ・年少扶養控除等は考慮しない。
- ・税額控除（住宅借入金控除等）は考慮しない。
- ・利用者負担（保育料）決定通知は4月上旬の予定。

◆2号・3号認定（保育所、認定こども園（保育部分））

- ・市が定める利用者負担額（保育料）を基準とする。
- ・利用者負担額は保護者の市町村民税課税額を基に決定する。
- ・保育料の切り替え時期は9月とする。（8月以前は前年度分、9月以降は当該年度分の市町村民税課税額で算定）
- ・支払い先は、市内保育所の場合は市へ、市外公立保育所、認定こども園及び地域型保育事業の場合は利用施設等とする。
- ・年少扶養控除等は考慮しない。
- ・税額控除（住宅借入金控除等）は考慮しない。
- ・利用者負担（保育料）決定通知は4月上旬の予定。

(2) 多子軽減について

幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）を利用する1号認定子どもにあつては年少から小学校3年生までの範囲内、保育所・認定こども園（保育所部分）を利用する2号・3号認定子どもにあつては小学校就学前の範囲内で、同一世帯から同時に2人以上の児童が教育・保育施設等を利用する場合は、2人目が半額、3人目が無料となります。

(3) 保育料助成制度（すこやか子育て支援事業）について

すこやか子育て支援事業は、保護者の経済的負担の軽減を目的として実施している事業です。助成の該当非該当は保育料基準額の階層で判定します。（次ページ参照）

なお、保育料基準額の階層で該当非該当を判定しているため、すこやか子育て支援事業の切り替え時期も保育料と同様9月となります。

※国、県の制度変更に伴い、保育料基準額及び保育料助成事業の内容が変更になる場合があります。

平成28年度幼稚園・保育所・認定こども園の保育料のお知らせ

幼稚園・保育所・認定こども園の保育料は、児童の年齢と世帯の市民税課税額により決定されます。

保育料の切り替え時期は9月となり、8月以前は前年度分、9月以降は当該年度分の市民税で算定されます。

幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）にあつては年少から小学校3年生までの範囲内、保育所・認定こども園（保育所部分）にあつては小学校就学前の範囲内で、同一世帯から同時に2人以上の児童が教育・保育施設等を利用する場合は2人目が半額、3人目が無料となります。また、ひとり親世帯、在宅障がい者のいる世帯は保育料が減免になる場合があります。

● 幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）の保育料月額

階層区分と定義		3歳児	4歳以上児
第1	生活保護世帯	0円	0円
第2	市民税額	所得割課税額が0円	3,000円
第3		所得割課税額が77,100円以下	10,100円
第4		所得割課税額が211,200円以下	14,600円
第5		所得割課税額が211,201円以上	19,700円

● 保育所・認定こども園（保育所部分）の保育料月額

階層区分と定義		保育標準時間（1日最大11時間まで）			保育短時間（1日最大8時間まで）			
		3歳未満児	3歳児	4歳以上児	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	
第1	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円	
第2	市民税額	非課税世帯	8,000円	5,000円	5,000円	8,000円	5,000円	5,000円
第3		均等割のみの世帯	14,000円	11,000円	11,000円	13,800円	10,900円	10,900円
第4		所得割課税額が48,600円未満	18,000円	14,000円	14,000円	17,700円	13,800円	13,800円
第5		所得割課税額が72,800円未満	22,000円	20,000円	18,000円	21,700円	19,700円	17,700円
第6		所得割課税額が97,000円未満	26,000円	24,000円	20,000円	25,600円	23,600円	19,700円
第7		所得割課税額が133,000円未満	30,000円	26,000円	22,000円	29,500円	25,600円	21,700円
第8		所得割課税額が169,000円未満	34,000円	28,000円	24,000円	33,500円	27,600円	23,600円
第9		所得割課税額が235,000円未満	37,000円	29,000円	25,000円	36,400円	28,600円	24,600円
第10		所得割課税額が301,000円未満	40,000円	30,000円	26,000円	39,400円	29,500円	25,600円
第11		所得割課税額が349,000円未満	45,000円	32,000円	27,000円	44,300円	31,500円	26,600円
第12		所得割課税額が397,000円未満	50,000円	34,000円	28,000円	49,200円	33,500円	27,600円
第13		所得割課税額が397,000円以上	60,000円	38,000円	30,000円	59,000円	37,400円	29,500円

● 保育料助成制度（すこやか子育て支援事業）

すこやか子育て支援事業は秋田県が独自に実施している事業で、県と市町村が対象経費を負担することによって、保護者の方々の負担する保育料を軽減する制度です。

県では、一部対象者の助成率を4分の1としていますが、市では市の負担を上乗せし、一律2分の1の助成率で支援しています。

◆助成率と助成対象となる階層区分 *保育料助成を受けるには、申請が必要です。

助成率	階層区分		負担割合
2分の1助成	幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）	第2・3階層	県 1/4、市 1/4
		第4階層	県 1/8、市 3/8
	保育所・認定こども園（保育所部分）	第2～4階層	県 1/4、市 1/4
		第5～8階層	県 1/8、市 3/8

● 納付について

保育料の納付期限は当該利用月の翌月末です。例えば、4月分の保育料は5月末が納期限となります。

納付の際は、安心便利な口座振替が利用できます。預金口座のある金融機関にてお申し込みください。

納期限を過ぎて一定期間を経過しますと督促手数料や延滞金が発生します。納め忘れの無いようご注意ください。

なお、幼稚園・認定こども園を利用されている場合は、保育料の納入先は利用施設となります。納付期限や納入方法は利用施設に確認してください。

● 保育料の滞納対策について

保育料は、施設運営のための大切な財源です。市民の負担の公平性を確保するため、一定期間を経過しても保育料が納付されない場合は、収納・催告業務を収納課へ引き継ぎます。収納課では、支払い能力があるにもかかわらず自主納付に応じない滞納者に対して、差押え等滞納処分を行う場合があります。納期限までに納付することができない特別な事情がある場合には、早めにご相談ください。

5 マイナンバー制度について

(1) 番号法の施行について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下、番号法という)の施行により、**平成28年1月1日以降の申請**については、各種申請の際、個人番号(以下、マイナンバーという)の記載が必要になりました。

(2) マイナンバーの記載が必要な手続きについて

マイナンバーの記載が必要な手続きは下記のとおりです。

- ①支給認定申請(保育所、幼稚園、認定こども園等を利用するとき)
- ②支給認定変更申請(認定区分等の変更を行うとき)
- ③申請内容の変更届(住所等の変更を行うとき)
- ④支給認定証再交付申請(紛失等により認定証の再交付の申請を行うとき)
- ⑤退所届 兼支給認定取消申請(利用施設を退所又は支給認定取消するとき)
- ⑥現況届(年1回、保育の必要性の事由等について届出するとき)

(3) マイナンバー記載に係る確認等について

各種申請書に**マイナンバーを記載した場合**は、次のいずれかの確認方法により、「**申請する保護者**」のマイナンバー及び身元確認が必要になります。

項目	個人番号の確認 (正しい番号であることの確認)	身元の確認 (番号の正しい持ち主であることの確認)
確認方法 ①	個人番号カード ※両方の確認が可能	
確認方法 ②	通知カード または 住民票(マイナンバー付き)	運転免許証 または パスポート ※上記が困難な場合は、健康保険証と年金手帳など、2つ以上の書類が必要

※祖父母等が代理で各種申請を行う場合でも、上記確認については「**申請する保護者**」が対象となります。